

# センター規則・機構と運営・予算

## 1 筑波大学大学研究センター規則

昭和 61 年 4 月 22 日 規則第 1 号

平成 2 年 6 月 28 日一部改正

平成 12 年 3 月 9 日一部改正

### (目的)

第 1 条 筑波大学大学研究センター（以下「センター」という。）は、大学の機能に関する総合研究を行うとともに、実践可能なモデルを開発、試行及び提供することにより、我が国の大改革の推進に寄与することを目的とする。

### (管理運営)

第 2 条 センターの管理運営は、センター長が行う。

### (運営委員会)

第 3 条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 企画調査室長
- (3) センターの維持運営に関する教員のうちからセンター長が推薦する者 2 人
- (4) 研究審議会が推薦する教員 2 人
- (5) 教育審議会が推薦する教員 2 人
- (6) その他学長が指名する教員 若干名

3. 前項第 3 号から第 6 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 前項の規定にかかわらず、任期の周期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

5. 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

### (事務)

第 4 条 センターに関する事務は、学校教育事務部が行う。

### (細目)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な細目は、別に定める。

附 則 この規則は、昭和 61 年 4 月 22 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

## 2 センターの機構と運営

センターの管理運営のためにセンター長、及び重要事項を審議するために運営委員会（委員10名）が設けられている。日常的な諸業務の遂行にかかるセンターの内部的な事項については、毎月1回開かれるセンター内の教員会議で協議される。

歴代センター長	
山田 圭一	1986年8月～1990年3月
黒羽 亮一	1990年5月～1992年3月
松村 隆豪	1992年5月～1994年3月
原 康夫	1994年4月～1996年3月
山本 真一	1996年4月～

大学研究センター運営委員会員（平成13年度）		
選出区分	委員	所属・職名
官職指定	山本真一 岩崎庸男	大学研究センター長 企画調査室長
センター長推薦	細見 影 清水一彦	化学系・教授・理工学研究科長 教育学系・教授
研究審議会推薦	門脇厚司 宮崎修一	教育学系・教授 物質工学系・教授
教育審議会推薦	谷村秀彦 山本真理子	社会工学系・教授・第三学群長 心理学系・教授
学長推薦	鈴木久敏 本橋信義	社会工学系・教授・ビジネス科学研究科長 数学系・教授

## 3 予算

センターの経常的な予算の大部分は、教官研究費、附属施設経費、旅費等からなっている。附属施設経費は、主に事務系人件費、「大学研究」等の出版物経費、図書・資料費、研究会経費等として支出されている。平成12年度予算額は、7,420千円である。このほかに文部科学省科学研究費補助金等の交付を受けている。